

五泉夜の街オリエンテーリング

10月16日(水) お1人から参加OK!

受付:午後 6:30、開始 7時

会場 裏馬場町特設会場

チケット 4,000円(1人)

前売りのみ(当日券なし)



10月9日(水)まで民商事務所、参加店13店舗で発売中

夜の街オリエンテーリングとは…

参加店13店舗のうち、実行委員会が指定する3店舗(1ドリンク1メニュー)を夜8:45ごろまでに回り、楽しんでいただけ企画です。

新津民商からのお知らせ

2024年
9月16日

新津民主商工会	新潟市秋葉区岡田94
FAX (0250) 231-1353	二三一五五四四
TEL (0250) 231-1353	二三一五五四四

新津民商共済会秋のバス旅行

戸隠神社(中社)参拝・小布施散策

旅行日 11月10日(日)

※申込締め切り 10月15日(火)最少催行人数 20人

参加費 10,000円 (小学生以下 9,000円)

予定ルート

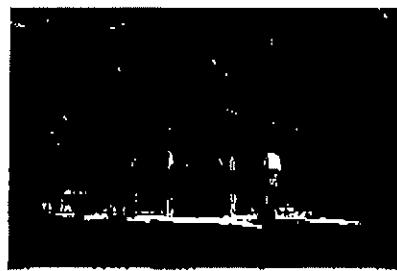
民商(7:00予定)=五泉=村松=戸隠=小布施=村松=五泉=民商(19:30予定)

(詳細バス停は参加者が確定次第別途ご案内致します)

戸隠神社を参拝し、戸隠そばに舌鼓を打ち、信州の小京都「小布施」を散策します。晚秋の信州路を楽しみませんか?ご家族での参加OK!



信州りんご
イメージ



戸隠神社(中社) イメージ



戸隠そば イメージ



小布施 イメージ

裏面 民商からのお知らせ

⑤ 調査の対象となる税田
⑥ 調査の対象となる期間
⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
⑨ 調査担当署員の氏名及び所属
⑩ 日時、場所は変更可能である」と
⑪ ④～⑦で通知されなかつた事項について
が疑われる場合に付し、質問検査などを行
できる」と

業1軒、法人の建設業1軒に税務署から調査に伺った
いという電話がありました。税務調査の時は電話で、
納税者への事前通知が義務付けられています。事前通
知は1項目あります。法律通りに11項目を通知した
か?税務署からの電話は必ずメモをしましょ。

税務調査が来ています！

数ヶ月会員の事業所に税務調査が来ていました

2024年
9月16日

新潟民主商工会 新潟市秋葉区西田9-4
TEL(011)50-1111-1111
FAX(011)50-1111-5554

税務調査についての みんなの知恵と経験を出し合って 不當な税務調査を許さない 活動を強めましょう

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身に付けよう



事前通知が義務化されました。検査理由など11項目を確かめること(国民法第74条B、同法13条、31条)、「検査理由を開示すること」(新72回国会で同法附則、1974年6月3日)



事前通知のない調査のときはそのことを確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます（国法第47条第9項、法典13条、監視官の執行回答方針）



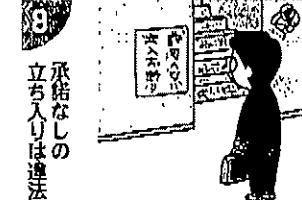
納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」(国税庁の税情調査方針)



納税者の権利を守るために、調査に
応じると今は債務でござ人の立ち会い
の上ですすめること。「立ち会い理由
の青色取消は不当」(毎日裁判・和歌山競
馬判決1993年2月23日に確定)



脚本はその目的の範囲内に限定すること、「資料の提供をためめたり場合においても、できるだけ納税迷惑をかけないように注意する」
13条・31条(国税庁の租税監査方針)



「税務登録が続なしに工場や店内に入ることは違法です。事務所、工場、店内、まして白帯で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(税法35条、住民の不可侵)



扶養とは、税額控除が任意に選出した間違
借券などを調べることであり、承認なし
に手引に出手しをあたけたりする調査
は遺伝（北村人は強制、大阪高裁判決、1988
年3月19日に判決）。また、報復や虚偽の
説明など、ハソンコン内データのダウ
ンロードはさせないこと。調査記録を表示
させ惡意的な調査をやめさせる



サインは命。祝賀署員に求められ
合、体正申告書に限らずどんな書類
問答記録書など)でもその場です
インせず、よく考えてからにする
(公務員の取扱い用語、別添193回)